

令和5年4月 農業委員会総会

令和5年4月6日（木）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時30分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	竹尾謙一
高崎孝	小坂和男
斉藤孝壹	

2. 欠席者（農業委員）

2番 石渡潤一

3. 農業委員会事務局 中村事務局長・鵜澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議題 第1号議案 農用地利用集積計画について（3件）
第2号議案 農地法5条許可申請について（2件）

5. 専決処理報告 農地法第5条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和5年4月6日（木）

事務局 会議に先立ちまして、令和5年4月1日付けで職員の異動がありましたので紹介させていただきます。

事務局 始めに、農業委員会事務局から経済環境課に異動となりました古川課長よりご挨拶いただきます。

（古川経済環境課長挨拶）

事務局 続いて、経済環境課から農業委員会事務局に異動となりました中村事務局長よりご挨拶いただきます。

（中村事務局長挨拶）

中村事務局長 ただいまから令和5年4月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日はご苦勞様です。ただいまご挨拶いただいたとおり、古川局長が1年での異動となりましたが、昨年度は大変お世話になりました。新たに中村局長が異動されてきましたので、これからよろしくお願ひします。新型コロナウイルスも収束しつつあり、様々な活動が行えるようになっていければ良いと思います。本年度最初の総会となりますが、本日も慎重審議よろしくお願ひします。

中村事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長にお願ひいたします。

相 京 議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8番京増孝一委員、1番 綿貫清委員を指名します。また、書記に事務局の鶴澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件、専決処理その他となりますので、よろしくお願いします。

相 京 議 長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1及び2について借受者が同一の案件となりますので、事務局より併せて説明願います。

中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1及び2について併せて説明させていただきます。資料の1ページ・3ページをご覧ください。貸付者は中川在住者及び伊篠在住者、借受者は中川在住者です。設定場所は、中川・印旛沼新田の農地計12筆で、地目は田、面積は合計で10,249㎡、利用計画は田です。賃借料は、整理番号1はコシヒカリ1等米120kg、整理番号2は10aあたり10,000円です。設定期間は、整理番号1は5年、整理番号2は10年の再設定です。位置につきましては、2ページ・4ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1及び2の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 整理番号1・2とも、圃場がきれいに管理されており、再設定なので問題ないと思います。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3について事務局より説明願います。

中 村 事 務 局 長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。貸付者は伊籾新田在住者・借受者は本佐倉在住者です。設定場所は、酒々井の農地1筆で、地目は田、面積は907㎡、利用計画は田です。利用権の種類は使用貸借です。設定期間は、1年の再設定です。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号3の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の小島委員が本日欠席とのことで、事務局より補足説明がありましたらお願いします。

鶴 澤 副 主 査 小島委員から意見を伺っておりますので代わりに説明させていただきます。この場所は〇〇〇〇〇〇で耕作している場所となります。〇〇〇〇〇〇は任意団体であるため、形式的に根古谷地区の代表者である〇〇〇さんの名前で契約という形になっている、とのことです。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中 村 事 務 局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。譲受人は八千代市に住所を有する法人、譲渡人は佐倉市在住者です。申請地は、上本佐倉の農地1筆で、地目は畑、面積は667㎡です。なお、隣接する宅地と一体での建設を予定しており、畑及び宅地2筆での開発許可申請が酒々井町まちづくり課に提出さ

れています。申請理由は、建売分譲住宅の建設です。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和5年5月15日着工予定、令和5年9月30日完了予定です。位置については8ページの位置図、9ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については10ページ、給排水計画図については11ページをご覧ください。事業計画については、12、13ページをご覧ください。造成計画については、開発区域内の切土盛土により整地を行います。一部不足する分については外部から土を搬入しますが、こちらの届出については酒々井町経済環境課に提出済みとなっています。土地選定理由は、既存集落地域で立地条件が良く、給排水・道路条件ともに住宅を建設するのに適していることから選定したとのことです。用水については開発区域内の新設道路に本管を延伸し各戸に給水します。雨水排水については、宅地内に雨水流出抑制施設を設置し貯留浸透処理し、雨水流出抑制後のオーバーフローについては隣接する町道内の側溝に接続します。汚水については新設道路内に汚水本管を延伸し各戸に設置する公共枡により接続放流します。防災計画・周辺農地の営農条件への被害防除対策については、工事中は仮囲いを設けて第三者の侵入を防ぎ、工事後はブロックフェンスを設置して隣接地への土砂流出を防止します。日照・通風については、周辺農地が建設予定の建物から離れているため影響はないと考えているとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の石渡委員・小島委員が本日欠席とのことで、事務局より補足説明がありましたらお願いします。

鶴 澤 副 主 査 小島委員から意見を伺っておりますので代わりに説明させていただきます。本計画について近隣住民から反対意見等は聞いておらず、また本申請地は住宅街に隣接した場所で利便性が高いことから、建売分譲住宅に転用するのは

妥当だと考えている、とのことです。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の14ページをご覧ください。譲受人は富里市在住の共有者2名、譲渡人は上本佐倉在住者です。申請地は、本佐倉の農地1筆で、地目は畑、面積は545㎡です。申請理由は、専用住宅の建設です。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、住宅ローン事前審査回答書が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和5年5月15日着工予定、令和5年11月15日完了予定です。位置については15ページの位置図、16ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については17ページ、給排水計画図については18ページをご覧ください。事業計画については、19、20ページをご覧ください。事業内容は、専用住宅及びカーポートの建設を予定しているとのことです。造成計画については、開発区域内で切土盛土し整地を行うとのことです。土地選定理由は、当該地が譲受人夫婦の職場及び両親の通院施設に近く、利便性が高いことから候補地とし、所有者と合意に達したため選定

したとのことです。水道については公共の上水道を使用します。雨水排水については、宅地内に雨水浸透枡を設置し宅内浸透とします。汚水雑排水については宅内の汚水枡から正面道路内の下水本管に接続します。防災計画については、工事中は周辺農地・住宅へ土砂等が流出しないようネット等を設置し、工事の状況によっては保安員を設置する等通行人に安全を払うとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、日照・通風への影響が最小限となるよう設計し、申請地に隣接する農地との境界に2段積みのブロックによる土留めを行います。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の石渡委員・小島委員が本日欠席とのことで、事務局より補足説明がありましたらお願いします。

藤 澤 副 主 査 小島委員から意見を伺っておりますので代わりに説明させていただきます。本計画について近隣住民から反対意見等は聞いておらず、また本申請地は国道〇〇号が近いため利便性が高く、専用住宅に転用するのは妥当だと考えている、とのことです。また、事務局で把握している情報として、以前本申請地が遊休農地化して雑草が周囲に広がっていたことと比較すれば、住宅に転用してもらった方が近隣住民としてもありがたい、という意見をいただいております。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 それではこれから現地確認を行います。

(現地確認)

相 京 議 長 皆様お揃いのようなので、会議を再開いたします。農地法第5条許可申請

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 続いて、農地法第5条許可申請 整理番号2について申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 ○○○○の○○と申します。譲受人の○○○○○及び譲渡人の○様の代理人を務めます。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 ○○○○○は現在○○市在住です。本申請地の近くに在住している○○○の○○○は付近の病院で通院サポートを受けており、本申請地に○○○○○が居住することができれば○○○の介護に適しております。この場所での専用住宅建設について○○○及び○○○○○で話がまとまったため、農地法5条許可申請を提出させていただきました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。採決については議案ごとに行います。はじめに、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号2につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

中 村 事 務 局 長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の21ページをご覧ください。譲受人は東京都渋谷区在住者、譲渡人は佐倉市在住者です。届出地は酒々井の農地1筆で、登記地目は畑、面積は212㎡です。届出理由は、専用住宅の建設です。備考ですが、令和5年3月20日付け、酒農委第5号の9で受理証明を出させていただいてお

ります。位置につきましては、22ページの位置図と23ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくをお願いします。

相 京 議 長 次に、その他について、事務局より説明をお願いします。

(活動記録ノートの提出について)

(その他)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

中 村 事 務 局 長 10日の水曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、10日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、10日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

中 村 事 務 局 長 それでは、これで4月の総会を閉会いたします。